

# 上田女子短期大学学則

学校法人 北野学園

上田女子短期大学

## 目 次

- 第 1 章 総 則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 学科、学生定員及び修業年限（第 4 条～第 5 条）
- 第 3 章 学年、学期及び休業日（第 6 条～第 8 条）
- 第 4 章 入学、退学、休学、転科、転学、再入学及び学籍（第 9 条～第 20 条）
- 第 5 章 教育課程（第 21 条～第 26 条）
- 第 6 章 卒業等（第 27 条～第 34 条）
- 第 7 章 学生納付金及びその他の費用（第 35 条～第 40 条）
- 第 8 章 職員組織（第 41 条）
- 第 9 章 教授会（第 42 条）
- 第 10 章 帰国子女、社会人、外国人留学生及び委託生（第 43 条～第 44 条）
- 第 11 章 長期履修学生（第 45 条）
- 第 12 章 科目等履修生及び研究生（第 46 条～第 47 条）
- 第 13 章 賞 罰（第 48 条～第 49 条）
- 第 14 章 図書館（第 50 条）
- 第 15 章 児童文化研究所（第 51 条）
- 第 16 章 観光文化研究所（第 52 条）
- 第 17 章 研究・教育施設（第 53 条）
- 第 18 章 厚生・補導施設（第 54 条）
- 第 19 章 特待生（第 55 条）
- 第 20 章 公開講座（第 56 条）
- 附 則

## 第1章 総則

(目的)

- 第1条 本学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って大学教育を施し、豊かな教養と深い専門知識を具えた堅実中正な社会的人格を有する女性を育成することを目的とする。
- 2 幼児教育学科は、幼稚園教諭及び保育士の養成を主たる目的とする。
  - 3 総合文化学科は、地域社会及び職場において有用な女性の育成を目的とする。

(自己点検及び評価)

- 第2条 本学は教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
  - 3 前項の点検及び評価を行うにあたっての必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善)

- 第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の委員会については、別に定める。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

- 第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

(学科)	(入学定員)	(収容定員)
幼児教育学科	150名	300名
総合文化学科	80名	160名

(修業年限及び在学年限)

- 第5条 本学の修業年限は2年とする。
- 2 学生は4年を超えて在学することはできない。  
ただし、第45条に定める長期履修学生については、6年を超えてはならない。
  - 3 第45条に定める長期履修学生以外の学生が、在学年限を超えて在学を希望した場合、教授会において学生の学習意欲等を総合的に判断し、第45条の規程を適用すること

ができる。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を前学期と後学期の2学期に分ける。

2 学期の始期と終期は原則として次のようにする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長は、教育上必要がある場合、前項の前学期の終期と後学期の始期を当該学年の開  
始前に変更することができる。

4 前項の規定により前学期の終期と後学期の始期を変更した場合、当該学年の学生便覧  
に変更後の前学期の終期と後学期の始期を示すものとする。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開学記念日 5月2日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

期末休暇

2 前項の春季・夏季・冬季休業日および期末休暇の期間は、学長が定める。

3 学長は、必要がある場合、第1項の休業日を臨時に変更することができる。また、第1  
項の休業日以外に、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項及び第3項の休業日に実習、授業を行うことがある。

### 第4章 入学、退学、休学、転科、転学、再入学及び学籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の初めとする。

- 2 前項の他にも、必要と認めた場合は、定員の枠内で学期の区分に従い入学することができる。

(入学することができる者)

第 10 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- 3 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者
- 8 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるとみとめた者で、18 歳に達した者

(入学志願手続)

第 11 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者選抜試験)

第 12 条 前条の入学志願者について選抜のための試験を行い、教授会の議を経て学長が合格者を決定する。

- 2 入学志願者に対する選抜のための試験については、別に定める。

(入学手続)

第 13 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

(保護者および保証人)

- 2 学生の在学中一切の連帯保証の責をもつ者として、前項の所定の書類を提出する際に、正副2名の保証人を届け出ること。
- 3 前項の正保証人は、入学者の父母または親権者とし、副保証人は満25歳以上の者で、独立した生計を営む者として、学生の在学中の一切につき、連帯保証の責に任ずる者でなければならない。
- 4 正および副保証人が、死亡、転居、その他の理由により資格を失ったときは、直ちに新保証人を立て、学長にこれを届け出なければならない。

(入学の許可)

- 5 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(合格の取り消し)

- 6 第1項に定めた所定の期日までに入学手続きを完了しない者については、合格を取り消すことがある。

(転入学)

- 第14条 本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が定員を超えない範囲で相当年次への入学を許可することがある。
- 2 前項により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

- 第15条 本学を退学した者および除籍となった者が再入学を願い出たときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が定員を超えない範囲で相当年次への入学を許可することがある。
- 2 再入学の手続きについては、別に定める。

(転科)

- 3 本学学生が他の学科への転科を希望するときは、選考の上、1年次への転科を許可することがある。
- 4 転科の手続きについては、別に定める。

(退学)

第 16 条 退学を希望する者は、正保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 17 条 疾病その他やむを得ない事情により 3 ヶ月以上修学することができない者は、正保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 18 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は第 5 条第 2 項の在学年限に算入しない。

(復学)

4 休学許可期間満了の者、または休学期間中にその理由が消滅した者は、正保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

(2 重学籍の禁止)

第 19 条 学生は、在籍する学科以外の学科に同時に在籍することはできない。

2 学生は、他の大学及び短期大学の正規の課程に同時に在学することはできない。

(除籍)

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

1 第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者

ただし、同条第 3 項に該当する場合は、6 年を超えてはならない。

2 第 18 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

3 授業料の納付を怠り、督促してもなお 6 ヶ月以上納付しない者

4 死亡、2 年以上にわたり連絡がとれないなど行方不明の者

## 第5章 教育課程

(授業科目及び単位数)

第21条 本学に設ける授業科目及び単位数等は別表第1のとおりとする。

第22条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目、保育士資格に関する科目、司書に関する科目、司書教諭に関する科目、訪問介護員に関する科目、音楽に関する科目及びレクリエーション・インストラクターに関する科目を置く。

2 授業科目及び単位数等は次のとおりとする。

教職に関する科目、別表第2

保育士資格に関する科目、別表第3

司書に関する科目、別表第4

司書教諭に関する科目、別表第5

訪問介護員に関する科目、別表第6

レクリエーション・インストラクターに関する科目、別表第7

音楽に関する科目、別表第8

3 幼児教育学科において別表第8の科目を履修しようとする者に関する規程は別に定める。

(授業期間)

第23条 教育を行う期間は定期試験なども含め、年間35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の一により計算するものとする。

1 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

2 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。

3 実験、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については45時間の授業をもって1単位とする。

4 教育実習の事前事後指導については、15時間の講義をもって1単位とし、幼稚園または中学校における実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

- 5 保育実習の事前事後指導については、30 時間の実習をもって 1 単位とし、施設（保育所を含む）における実習については、45 時間の実習をもって 1 単位とする。
- 6 卒業研究については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

（授業科目の細則）

第 25 条 各授業科目については、本学の教育理念及び関連諸法令を踏まえ、教育効果等を考慮して、授業担当者が授業内容その他受講に必要な事項を決定し、履修の手引きに示す。

（履修登録）

- 2 学生は毎学年度及び毎学期の当初に、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。
- 3 学生は前項により登録した授業科目以外の科目を履修し、単位を修得することはできない。

（単位修得の認定）

- 4 認定に必要な授業科目の履修時数については、学則に定める授業時数の 3 分の 2 以上であることを原則とする。
- 5 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 6 前項の試験は、筆記試験または口述試験とする。ただし、実験・実習・実技による科目は、実験・実習・実技の成績によることができる。
- 7 幼児教育学科における教育実習及び保育実習と各事前事後指導の履修方法、単位修得の認定については別に定める。

（追試験）

- 8 疾病、その他やむを得ない事由により、前項の試験に欠席した者は、理由を証明する書類を添えて申し出ることにより、追試験の受験を許可することがある。

（学習の評価）

第 26 条 試験等の評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

## 第 6 章 卒業等

（卒業の要件）

第 27 条 本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、幼児教育学科の学生は別表第 1 イ

の、総合文化学科の学生は別表第 1 ロに定める科目及び単位を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第 28 条 本学に 2 年以上在学し、前条に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第 29 条 前条により卒業を認定された者には、短期大学士の学位を授与する。

2 学位について必要な事項は別に定める。

(免許状の取得)

第 30 条 本学において取得することができる免許状の種類は次のとおりとする。

(学科)

(免許状)

幼児教育学科 幼稚園教諭二種免許状

総合文化学科 中学校教諭二種免許状 (国語)

学校図書館司書教諭免許状

2 幼児教育学科の学生は原則として幼稚園教諭二種免許状を取得することとし、第 27 条の規定によるほか、教育職員免許法 (昭和 24 年法律第 147 号) 別表第 1 及び同施行規則 (昭和 29 年文部省令第 26 号) 第 5 条、第 6 条及び第 66 条の 6 に基づく単位を履修しなければならない。本学において履修すべき授業科目及び単位数は別表第 2 イのとおりである。

2 幼児教育学科の学生が、疾病その他やむを得ない事由により別表第 2 イに定めるところの単位を一部修得しないまま卒業しようとする場合には、その理由を証明する書類を添えて申し出ることにより、教授会の議を経て、学長が卒業を認めることがある。

3 中学校教諭二種免許状 (国語) を取得しようとする者は別表第 1 ロ及び別表第 2 ロに定めるところの単位を修得しなければならない。

2 中学校教諭二種免許状 (国語) を取得しようとする者は前項の規程によるほか、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」 (平成 9 年 6 月 18 日法律第 90 号) 及び同法施行規則 (平成 9 年 11 月 26 日文部省令第 40 号) に定める介護等の体験を行わなければならない。

4 学校図書館司書教諭免許状を取得しようとする者は前項及び第 31 条第 3 項に定める別

表第 4 の単位のほかに、別表第 5 に定めるところの単位を修得しなければならない。

(資格の取得)

第 31 条 本学において取得することができる資格の種類は次のとおりとする。

(学科)	(資格)
幼児教育学科	保育士資格 訪問介護員 (2 級)
総合文化学科	図書館司書資格 訪問介護員 (2 級)

- 2 保育士資格を取得しようとする者は第 27 条及び第 30 条第 2 項の規定によるほか、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目及び単位 (平成 13 年厚生労働省告示第 198 号) を修得しなければならない。本学において履修すべき授業科目及び単位数は別表第 3 のとおりである。
- 3 図書館司書資格を取得しようとする者は別表第 4 に定めるところの単位を修得しなければならない。
- 4 訪問介護員 (2 級) の資格を取得しようとする者は第 27 条の規定によるほか、介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号) 第 3 条第 1 項第 2 号及び訪問介護員に関する省令 (平成 12 年厚生省令第 23 号) 第 5 条第 2 項及び長野県介護員養成研修指定要綱第 3 条に基づいた長野県訪問介護員養成研修指定基準に基づく科目及び単位を修得しなければならない。本学において履修すべき授業科目及び単位数は別表第 6 である。

(他の短期大学または大学における授業科目の履修等)

第 32 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学または大学の科目等履修生制度もしくは、協議に基づく単位互換制度によって履修した授業科目について、教授会の議を経て、15 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規程は、幼児教育学科については以下の各号の一の定めにしたがって取り扱う。
  - 1 別表第 2 イの専門科目は他の短期大学または大学が幼稚園教諭養成に関わる課程認定を受けている場合にのみ適用することができる。
  - 2 別表第 3 の専門科目については、他の短期大学または大学が指定保育士養成施設の場合にのみ適用することができる。
  - 3 幼稚園教諭養成に関わる課程認定を受けていない短期大学または大学、指定保育士養成施設ではない短期大学または大学で取得した専門科目の単位は、教養科目とし

て取り扱うことができる。

- 3 学生が外国の短期大学または大学に留学した場合、前項の規定を準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第 34 条第 2 項の単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

第 33 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て単位を与えることができる。

- 2 前項の規程は、幼児教育学科については以下の各号の一の定めにしたがって取り扱う。
  - 1 別表第 2 イの専門科目は他の短期大学の専攻科が幼稚園教諭養成に関わる課程認定を受けている場合にのみ適用することができる。
  - 2 別表第 3 の専門科目については、他の短期大学の専攻科が指定保育士養成施設の場合にのみ適用することができる。
  - 3 幼稚園教諭養成に関わる課程認定を受けていない短期大学の専攻科、指定保育士養成施設ではない短期大学の専攻科で取得した専門科目の単位は教養科目として取り扱うことができる。
  - 4 高等専門学校の専攻科で取得した科目の単位はすべて教養科目として取り扱うことができる。
- 3 第 1 項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 34 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 15 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項について幼児教育学科の学生に適用しようとする場合は、第 32 条第 2 項及び第 33 条第 2 項を準用する。

(他学科履修)

- 5 学生は他の学科の授業科目について、履修することができる。
- 6 前項についてはこれを別に定める。

## 第7章 学生納付金及びその他の費用

(入学検定料、入学金及び学生納付金)

- 第35条 本学の入学検定料、入学金及び学生納付金（授業料・施設設備費・教育活動費）については別表Aに定める。
- 2 転科、転入学、再入学の検定料については別に定める。

(入学金及び学生納付金の納入)

- 第36条 入学金及び学生納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。

(学生納付金の分納)

- 2 学生納付金は、所定の書面で願い出ることにより2期に分納することができる。

(学期中途の退学または除籍者の学生納付金)

- 第37条 学期の途中で退学または除籍された者の当該期分の学生納付金は徴収する。

(停学期間中の学生納付金)

- 2 停学期間中の学生納付金は徴収する。

(休学の場合の学生納付金)

- 3 休学を許可された者については、許可された休学期間中の学生納付金を免除する。

(復学の場合の学生納付金)

- 4 学期の途中で復学したときは、復学した月から当該期末までの学生納付金を、復学した月に納付しなければならない。

(学期途中で卒業する場合の学生納付金)

- 5 学期の途中で卒業する者は、卒業する見込みの月までの学生納付金を納付しなければならない。

(細則の委譲)

第 38 条 第 35 条、第 36 条、第 37 条に関する規程は別に定める。

(その他の費用)

第 39 条 第 35 条の学生納付金のほかに、授業及び学内外での活動に必要な費用(実習費、教材・材料費、検査費用、用紙代、研修費など)は、別に通知して実費徴収することがある。

- 2 証明書の種類及び交付手数料については別に定め、学生便覧及び交付窓口に交付手数料を示し、申請時に徴収する。

(納付金の不返付)

第 40 条 既に納付した本章に定める費用は原則として返付しない。

- 2 入学手続きの完了した入学前の者が、入学の手続きを取り消す旨を 3 月 31 日までに申し出た場合、既に納付した学生納付金は返付する。

## 第 8 章 職員組織

(職員)

第 41 条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

## 第 9 章 教授会

(教授会)

第 42 条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会について必要な事項は別に定める。

## 第 10 章 帰国子女、社会人、外国人留学生及び委託生

(帰国子女及び社会人)

第 43 条 帰国子女及び社会人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

- 2 帰国子女及び社会人の志願者に対する必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 44 条 外国人で、短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願す

る者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。
  - 2 外国人留学生には、本学則を準用する。

(委託生)

- 3 官公庁等関係機関の委嘱で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が委託生として入学を許可することがある。
- 4 委託生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。
  - 2 委託生には、本学則を準用する。

## 第 11 章 長期履修学生

(長期履修学生)

- 第 45 条 第 5 条に規定する年限を超えて履修を希望する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。
- 2 長期履修学生の在学期間は、3 年以上 6 年以内とする。
  - 3 長期履修学生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。
    - 2 長期履修学生には、本学則を準用する。

## 第 12 章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生)

- 第 46 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、教授会の議を経て、学長が科目等履修生として履修を許可することがある。
- 2 科目等履修生には、第 25 条及び第 26 条を準用して単位を与えることができる。
  - 3 科目等履修生及び科目等履修生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。
  - 4 科目等履修生として、幼児教育学科において幼稚園二種免許状または保育士資格を取得しようとする者について必要な事項は別に定める。
    - 2 科目等履修生について、前項に定めのない事項については本学則を準用する。

(研究生)

- 第 47 条 本学において、特定の事項につき研究を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生及び研究生を志願する者に対する必要な事項は別に定める。
- 2 研究生について、前項に定めのない事項については本学則を準用する。

## 第13章 賞 罰

(表彰)

第48条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第49条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

(退学処分)

- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなく、出席が常でない者
- 4 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第14章 図書館

(図書館)

第50条 本学に附属図書館を設ける。

- 2 図書館について必要な事項は別に定める。

## 第15章 児童文化研究所

(児童文化研究所)

第51条 本学に児童文化研究所を設ける。

- 2 児童文化研究所について必要な事項は別に定める。

## 第16章 観光文化研究所

(観光文化研究所)

第52条 本学に観光文化研究所を設ける。

- 2 観光文化研究所について必要な事項は別に定める。

## 第 17 章 研究・教育施設

(その他の研究・教育施設)

- 第 53 条 第 50 条、第 51 条、第 52 条によるもののほか、本学に研究・教育発展のために必要な施設を置く。
- 2 学長室を指定保育士養成施設所長室とする。
  - 3 研究・教育施設に必要な事項は別に定める。

## 第 18 章 厚生・補導施設

(厚生、補導施設)

- 第 54 条 本学に保健室を置く。
- 2 本学に学生寮を置く。
  - 3 前 2 項によるもののほか、本学に厚生、補導のための施設を置く。
  - 4 前 3 項の厚生、補導のための施設について必要な事項は別に定める。

## 第 19 章 特待生

(特待生)

- 第 55 条 人物、学業または実技の優秀な学生に対して、選考の上、特待生として授業料の全部または一部を免除することがある。
- 2 入学年度に特待生を希望する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が決定する。

## 第 20 章 公開講座

(公開講座)

- 第 56 条 本学では教授会の議を経て、公開講座を設けることがある。

## 附 則

- 1 この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 3 この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 4 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 5 この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

- 6 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 7 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 8 この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 9 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 10 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 11 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 12 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 13 この学則は、平成元年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 14 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 15 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 16 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 17 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 18 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 19 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 20 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 21 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 22 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 23 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 24 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 25 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 26 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 27 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

ただし、第 26 条及び第 27 条については平成 18 年 2 月 1 日から一部改正施行する。

- 28 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 29 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 30 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 31 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

この学則は、平成 23 年の入学者から適用し、現に在学する学生にはなお従前の学則を適用する。

(別表 A)

学則第 35 条に基づき、授業料その他納付金の金額を次に定める。

	1 年次	2 年次
入 学 検 定 料	30,000	—
入 学 金 (入 学 時 の み)	250,000	—
授 業 料	560,000	560,000
施 設 設 備 費	300,000	300,000
教 育 活 動 費	100,000	100,000

別に定める音楽に関する科目を履修する場合は、特別演習費を年 100,000 円納入する。

入学金の特別減免制度についてはこれを別に定める。

(別表 B)

学則第 46 条 3 項に基づき、科目等履修生の授業料その他納付金の金額を次に定める。

	一 般	本学卒業生
検 定 料	5,000	5,000
登 録 手 数 料 (1 科 目)	2,000	2,000
授 業 料 (講 義 系 1 単 位)	10,000	5,000
授 業 料 (演 習 系 1 単 位)	20,000	10,000

(別表 C)

学則第 47 条 2 項に基づき、研究生の授業料その他納付金の金額を次に定める。

	金 額	本学卒業生
検 定 料	10,000	10,000
入 学 金	20,000	0
授 業 料	120,000	120,000

音楽に関する研究をする場合は、特別演習費を年 30,000 円納入する。

## (別表 D)

学則第 45 条第 3 項に基づき、長期履修学生の授業料その他納付金の金額を次に定める。

入学検定料	1 回払	30,000							
			1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	合 計
入学金	3 年払	前期	50,000	40,000	40,000				250,000
		後期	40,000	40,000	40,000				
授業料	3 年払	前期	195,000	185,000	185,000				1,120,000
		後期	185,000	185,000	185,000				
	4 年払	前期	140,000	140,000	140,000	140,000			
		後期	140,000	140,000	140,000	140,000			
	5 年払	前期	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000		
		後期	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000		
	6 年払	前期	130,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	
		後期	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	
施設設備費	3 年払	前期	100,000	100,000	100,000				600,000
		後期	100,000	100,000	100,000				
	4 年払	前期	75,000	75,000	75,000	75,000			
		後期	75,000	75,000	75,000	75,000			
	5 年払	前期	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000		
		後期	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000		
	6 年払	前期	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
		後期	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
教育活動費	3 年払	前期	35,000	33,000	33,000				200,000
		後期	33,000	33,000	33,000				
	4 年払	前期	25,000	25,000	25,000	25,000			
		後期	25,000	25,000	25,000	25,000			
	5 年払	前期	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000		
		後期	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000		
	6 年払	前期	24,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	
		後期	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	
合 計								2,170,000	

別表第1 教育課程および卒業に要する最低取得単位数

イ 幼児教育学科

No.1

授 業 科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
教 養 科 目	I	学問への招待	2	左記 I・II・IIIの3分野の選択科目から「学問への招待」を含む各分野2単位以上、合計で8単位以上を選択必修	
		生活の中の哲学	2		
		文学作品を読む	2		
		日本語の基礎	2		
		くらしと歴史	2		
		学外特別講義 A	2		
	II	日本国憲法	2		
		生活と経済	2		
		こころと学び	2		
		くらしとマナー	2		
		異文化理解とコミュニケーション	2		
	III	学外特別講義 B	2		
		人間と自然環境	2		
		生命の科学	2		
	IV	くらしの中のコンピュータ	2		
英会話 I		1	左記4科目から2単位選択必修（「英会話」または「ドイツ語」を選択し、それぞれ I・IIとも履修）		
英会話 II		1			
ドイツ語 I		1			
ドイツ語 II	1				
V	体育理論	1			
	生涯スポーツ実技	1			
卒業に要する単位数		4	8		
専 門 科 目	器楽 I	A	1	左記2科目からどちらか1単位選択必修	
		B	1		
		器楽 II	A		1
			B		1
	器楽 III		1	左記2科目は、どちらかを履修する	
		器楽 IV	1		
	ピアノ表現 I		1	左記2科目は、どちらかを履修する	
		ピアノ表現 II	1		
	声乐 I	A	1	左記2科目からどちらか1単位選択必修	
		B	1		
	声乐 II	A	1	左記2科目は、どちらかを履修する	
		B	1		
	声乐表現 I		1		
		声乐表現 II	1		
	音楽理論		1		
		1			
図画工作		1			
		1			
図画工作演習		1			
		1			
幼児の体育		1			
		1			
国語		2			
		2			

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
保 育 者 論		2	
教 育 原 理	2		
幼 児 教 育 の 源 流		2	
保 育 者 と こ と ば		2	
発 達 心 理 学	2		
児 童 心 理 学		2	
障 害 児 保 育 I		1	
障 害 児 保 育 II		1	
教 育 課 程 の 研 究		2	
保 育 内 容 総 論	1		
健 康 の 指 導 法	1		
人 間 関 係 の 指 導 法	1		
環 境 の 指 導 法	1		
こ と ば の 指 導 法	1		
音 楽 表 現 指 導 法	1		
身 体 表 現 指 導 法	1		
造 形 表 現 指 導 法	1		
保 育 教 材 と 指 導 計 画 の 研 究		2	
幼 児 教 育 指 導 法	2		
幼 児 理 解 と 教 育 相 談		2	
保 育 ・ 教 職 実 践 演 習 ( 幼 )		2	15時間で1単位の演習科目とする
教 育 実 習		5	
児 童 家 庭 福 祉	2		
家 庭 支 援 論		2	
保 育 と 子 育 て 支 援		1	
社 会 福 祉		2	
相 談 援 助		1	
保 育 相 談 支 援		1	
老 人 福 祉		2	
障 害 者 福 祉		2	
地 域 福 祉		2	
地 域 と 生 活		2	
介 護 概 論		2	
介 護 演 習 I		1	
介 護 演 習 II		2	
保 育 原 理		2	
社 会 的 養 護		2	
社 会 的 養 護 内 容		1	
乳 児 保 育 I		1	
乳 児 保 育 II		1	
保 育 実 習 I ( 保 育 所 )		2	
保 育 実 習 I ( 施 設 )		2	

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
専 門 科 目	保育実習Ⅰ(保育所)事前事後指導		1	
	保育実習Ⅰ(施設)事前事後指導		1	
	保 育 実 習 Ⅱ		2	
	保育実習Ⅱ事前事後指導		1	
	保 育 実 習 Ⅲ		2	
	保育実習Ⅲ事前事後指導		1	
	乳 幼 児 心 理 学		2	
	教 育 心 理 学		1	
	子どもの保健ⅠA		2	
	子どもの保健ⅠB		2	
	子どもの保健Ⅱ		1	
	子どもの食と栄養Ⅰ		1	
	子どもの食と栄養Ⅱ		1	
	児 童 文 化		1	
	児 童 文 化 演 習		1	
	子どもと生涯学習		2	
	保 育 人 間 学		2	
	あ そ び 総 合 学		2	
	レクリエーション概論		2	
	レクリエーション実技		1	
	野 外 活 動		1	
	コミュニティ・スポーツ		1	
	ニ ュ ー ス ポ ー ツ		1	
	情 報 処 理 Ⅰ		1	
	情 報 処 理 Ⅱ		1	
	情 報 処 理 演 習		1	
	和 声 法		2	
	基 礎 音 楽		2	
	楽 典		2	
	ソ ル フ ェ ー ジ ュ Ⅰ		1	
	ソ ル フ ェ ー ジ ュ Ⅱ		1	
	素 描		1	
絵 画		1		
工 芸 入 門		1		
デ ザ イン 入 門		1		
学 外 特 別 講 義 C		2		
学 外 特 別 講 義 D		2		
基 礎 ゼ ミ ナ ー ル	1			
卒 業 研 究 ゼ ミ ナ ー ル Ⅰ	1			
卒 業 研 究 ゼ ミ ナ ー ル Ⅱ	1			
卒 業 に 要 す る 単 位 数	21	29		
計		62		

授 業 科 目			単位数		備 考	
			必修	選択		
教 養 科 目	I	現代社会と宗教		2	I・II・IIIの3分野から6単位選択必修	
		音楽文化論		2		
		美術文化論		2		
	II	日本国憲法		2		
		福祉とコミュニケーション		2		
		現代女性とキャリア		2		
	III	人間環境論		2		
		生活の科学		2		
	IV	くらしの中の数学		2		
		英語 I		1		2単位選択必修（それぞれI・IIとも履修）
		英語 II		1		
		英会話 I		1		
		英会話 II		1		
		中国語 I		1		
		中国語 II		1		
		韓国語 I		1		
	韓国語 II		1			
	V	体育 I	1		講義を含む	
		体育 II	1		講義を含む	
卒業に要する単位数			2	8		
専 門 科 目	学問への招待		2		日本語史を含む 日本文学史を含む	
	基礎ゼミナール I	1				
	基礎ゼミナール II	1				
	日本語学入門	2				
	日本文学入門	2				
	日本語の研究		2			
	日本語学演習 I		1			
	日本語学演習 II		1			
	日本語教育		2			
	日本語教育演習 I		1			
	日本語教育演習 II		1			
	言語表現技術		2			
	古典文学を読む		2			
	近代文学を読む		2			
	日本文学の研究		2			
	日本文学演習 I		1			
	日本文学演習 II		1			
	小説の世界		2			
	児童文学の世界		2			
	児童文学を書く		1			
中国文学の世界		2				
日本語表現	2		音声言語に関するものを含む			
朗読の世界		2				
読書と豊かな人間性		2				

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
スピーチ・コミュニケーション		1	
小説を書く		1	
演劇の世界		2	
コミック文化論		2	
アニメーションの世界		2	
イラストレーション制作		1	
映像文化論		2	
パフォーマンス論		2	
書の世界		2	書道史を含む
書の基本		1	
書の研究		1	
文化学への招待		2	
日本文化演習		1	
日本文化の研究		2	
アジア文化の研究		2	
欧米文化の研究		2	
異文化体験		2	
生活文化体験	2		
観光と地域文化		2	
信州総合学		2	
ブライダル総論		2	
ホスピタリティ論		2	
インターンシップ事前指導		1	
インターンシップ		1	
ワークショップ		1	
マーケティングビジネス論		2	
簿記Ⅰ		2	
簿記Ⅱ		2	
ブライダル産業論		2	
ブライダルコーディネート		2	
ブライダルサービス		1	
ウエディング・セレモニー		1	
コーディネート演習		1	
フラワーデザイン		1	
コミュニケーション論		1	
心理学入門		2	
人間関係の心理学		2	
臨床心理学		2	
セラピー入門		2	
スポーツレクリエーション		1	
ファッション文化論		2	
ファッションデザイン		2	
コスメティックの世界		2	
色彩文化論		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
色 彩 コ ー デ ィ ネ ー ト		2	2 単位選択必修
医 学 概 論		2	
医 療 事 務		2	
介 護 保 険 制 度 演 習 I		1	
介 護 保 険 制 度 演 習 II		1	
ボ ラ ン テ ィ ア 論		2	
生 涯 学 習 論		2	
児 童 と 図 書 館		1	
図 書 館 概 論		2	
図 書 館 経 営 論		2	
図 書 館 サ ー ビ ス 論		2	
情 報 サ ー ビ ス 概 説		2	
レファレンスサービス演習		1	
図 書 館 資 料 論		2	
資 料 組 織 概 説 I		1	
資 料 組 織 概 説 II		1	
資 料 組 織 演 習 I		1	
資 料 組 織 演 習 II		1	
図 書 及 び 図 書 館 史		1	
専 門 資 料 論		1	
図 書 館 ボ ラ ン テ ィ ア		2	
図 書 館 実 習		1	
食 文 化 研 究		2	
茶 道 ( 裏 千 家 ) I		1	
茶 道 ( 裏 千 家 ) II		1	
情 報 文 化 論		2	
編 集 と 出 版		2	
情 報 機 器 論		1	
情 報 検 索 演 習		1	
情 報 メ デ ィ ア の 活 用		2	
図 書 館 情 報 技 術 論		2	
W o r l d 基 礎		1	
E x c e l 基 礎		1	
ビ ジ ネ ス 情 報 演 習 I		1	
ビ ジ ネ ス 情 報 演 習 II		1	
マ ル チ メ デ ィ ア		2	
プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 演 習		1	
コ ン ピ ュ ー タ ・ グ ラ フ ィ ッ ク ス		1	
卒 業 研 究 ゼ ミ ナ ー ル I	1		
卒 業 研 究 ゼ ミ ナ ー ル II	1		
卒 業 に 要 す る 単 位 数	14	28	
自 由 選 択 科 目 ( 卒 業 に 要 す る 単 位 数 )		10	教養科目、専門科目の選択科目の中から履修
計		62	

別表第2 教員免許状を取得するために履修すべき授業科目および最低単位数

## イ 幼稚園教諭2種免許状

No.1

授 業 科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
I	学 問 へ の 招 待		2	左記Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの3分野の選択科目から日本国憲法を含む各分野2単位以上、10単位選択必修	
	生 活 の 中 の 哲 学		2		
	文 学 作 品 を 読 む		2		
	日 本 語 の 基 礎		2		
	く ら し と 歴 史		2		
	学 外 特 別 講 義 A		2		
	II	日 本 国 憲 法			2
		生 活 と 経 済			2
		こ こ ろ と 学 び			2
		く ら し と マ ナ ー			2
		異文化理解とコミュニケーション			2
	学 外 特 別 講 義 B		2		
	III	人 間 と 自 然 環 境			2
		生 命 の 科 学			2
		く ら し の 中 の コ ン ピ ュ ー タ			2
IV	英 会 話 I		1	左記4科目から2単位選択必修（「英会話」または「ドイツ語」を選択し、それぞれⅠ・Ⅱとも履修）	
	英 会 話 II		1		
	ド イ ツ 語 I		1		
	ド イ ツ 語 II		1		
V	体 育 理 論	1			
	生 涯 ス ポ ー ツ 実 技	1			
小 計		2	12		
教 科 に 関 する 専 門 科 目	器 楽 I A		1	左記2科目から、どちらか1単位選択必修	
	器 楽 I B		1		
	器 楽 II A		1	左記2科目から、どちらか1単位選択必修	
	器 楽 II B		1		
	声 楽 I A		1	左記2科目から、どちらか1単位選択必修	
	声 楽 I B		1		
	声 楽 II A		1	左記2科目から、どちらか1単位選択必修	
	声 楽 II B		1		
	音 楽 理 論	1			
	図 画 工 作	1			
	幼 児 の 体 育	1			
国 語	2				
地 域 と 生 活	2				
小 計		7	4		
教 職 に 関 する 専 門 科 目	保 育 者 論	2			
	教 育 原 理	2			
	発 達 心 理 学	2			
	教 育 課 程 の 研 究	2			
	保 育 内 容 総 論	1			

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
教職に関する 専門科目	健康の指導法	1		15時間で1単位の演習科目とする
	人間関係の指導法	1		
	環境の指導法	1		
	ことばの指導法	1		
	音楽表現指導法	1		
	身体表現指導法	1		
	造形表現指導法	1		
	幼児教育指導法	2		
	幼児理解と教育相談	2		
	保育・教職実践演習(幼)	2		
教育実習	5			
小 計	27	0		
その他の専門科目			12	情報処理Ⅰ・Ⅱは必修とする
合 計		64		

□ 中学校教諭2種免許状（国語）

授 業 科 目		単 位 数	備 考
教 養 科 目	I	10	日本国憲法を含め3分野にわたり10単位
	別表第1の授業科目		
	II		
	III		
	IV		
	V		
	英 会 話 I	1	
	英 会 話 II	1	
	体 育 I	1	講義を含む
	体 育 II	1	講義を含む
小 計		14	
専 門 科 目	日 本 語 学 入 門	2	日本語史を含む
	日 本 語 表 現	2	音声言語・文章表現に関するものを含む
	日 本 語 の 研 究	2	
	日 本 語 学 演 習 I	1	
	日 本 語 学 演 習 II	1	
	日 本 語 教 育	2	
	日 本 語 教 育 演 習 I	1	
	日 本 語 教 育 演 習 II	1	
	日 本 文 学 入 門	2	日本文学史を含む
	古 典 文 学 を 読 む	2	
	近 代 文 学 を 読 む	2	
	日 本 文 学 の 研 究	2	
	日 本 文 学 演 習 I	1	
	日 本 文 学 演 習 II	1	
	中 国 文 学 の 世 界	2	
	書 の 世 界	2	
	書 の 基 本	1	
書 の 研 究	1		
情 報 処 理	2	Word基礎、Excel基礎、ビジネス情報演習Ⅰ、 ビジネス情報演習Ⅱの中から2単位選択必修	
そ の 他 専 門 科 目	12		
小 計		42	卒業単位数42
教 職 に 関 す る 科 目	教 師 論	2	
	教 育 原 理	2	教育史を含む
	教 育 心 理 学	2	
	児 童 心 理 学	2	
	国 語 科 教 育 法	2	教育課程を含む
	道 徳 教 育 の 研 究	1	
	特 別 活 動 の 研 究	1	
	教 育 方 法 ・ 技 術 論	2	
	生 徒 指 導 論	2	進路指導を含む
	教 育 相 談	2	
	教 職 実 践 演 習（中）	2	15時間で1単位の演習科目とする
教 育 実 習	5	事前・事後の学習を含む	
小 計		23	
自 由 選 択 科 目		6	卒業単位数 10-4
合 計		85	卒業単位数 62+23

別表第3 保育士資格科目

No.1

学 問 領 域		授業 形態	単位数		備 考
系 列	教 科 目		必修	選択	
教 養 科 目	I	学 問 へ の 招 待	講義	2	左記 I・II・IIIの3分野の選択科目から各分野 2単位以上、合計で8単位以上を選択必修
		生 活 の 中 の 哲 学	講義	2	
		文 学 作 品 を 読 む	講義	2	
		日 本 語 の 基 礎	講義	2	
		く ら し と 歴 史	講義	2	
		学 外 特 別 講 義 A	講義	2	
	II	日 本 国 憲 法	講義	2	
		生 活 と 経 済	講義	2	
		こ こ ろ と 学 び	講義	2	
		く ら し と マ ナ ー	講義	2	
		異文化理解とコミュニケーション	講義	2	
	III	学 外 特 別 講 義 B	講義	2	
		人 間 と 自 然 環 境	講義	2	
		生 命 の 科 学	講義	2	
	IV	く ら し の 中 の コ ン ピ ュ ー タ	講義	2	
		英 会 話 I	演習	1	
		英 会 話 II	演習	1	
		ド イ ツ 語 I	演習	1	
	体 育	ド イ ツ 語 II	演習	1	
体 育 理 論		講義	1		
小 計	生 涯 ス ポ ー ツ 実 技	実技	1		
			2	10	
保 育 の 本 質 ・ 目 的 に 関 する 科 目	社 会 福 祉	講義	2		
	相 談 援 助	演習	1		
	児 童 家 庭 福 祉	講義	2		
	保 育 原 理	講義	2		
	社 会 的 養 護	講義	2		
	教 育 原 理	講義	2		
	保 育 者 論	講義	2		
	幼 児 教 育 の 源 流	講義	2		
	子 ども と 生 涯 学 習	講義	2		
保 育 人 間 学	講義	2			
保 育 の 対 象 の 理 解 に 関 する 科 目	発 達 心 理 学	講義	2		
	教 育 心 理 学	演習	1		
	子 ども の 保 健 I A	講義	2		
	子 ども の 保 健 I B	講義	2		
	子 ども の 保 健 II	演習	1		
	子 ども の 食 と 栄 養 I	演習	1		
	子 ども の 食 と 栄 養 II	演習	1		
	家 庭 支 援 論	講義	2		
	乳 幼 児 心 理 学	講義	2		

学 問 領 域		授業 形態	単位数		備 考
系 列	教 科 目		必修	選択	
に象保 科関育の 目す理対 る解対	児 童 心 理 学	講義		2	
	幼 児 理 解 と 教 育 相 談	講義		2	
	障 害 者 福 祉	講義		2	
保 育 内 容 ・ 方 法 に 関 す る 科 目	保 育 内 容 総 論	演習	1		
	健 康 の 指 導 法	演習	1		
	人 間 関 係 の 指 導 法	演習	1		
	環 境 の 指 導 法	演習	1		
	こ と ば の 指 導 法	演習	1		
	造 形 表 現 指 導 法	演習	1		
	乳 児 保 育 I	演習	1		
	乳 児 保 育 II	演習	1		
	障 害 児 保 育 I	演習	1		
	障 害 児 保 育 II	演習	1		
	社 会 的 養 護 内 容	演習	1		
	教 育 課 程 の 研 究	講義	2		
	保 育 相 談 支 援	演習	1		
	音 楽 表 現 指 導 法	演習		1	
	身 体 表 現 指 導 法	演習		1	
	児 童 文 化	演習		1	
	児 童 文 化 演 習	演習		1	
	保 育 と 子 育 て 支 援	演習		1	
	保 育 教 材 と 指 導 計 画 の 研 究	講義		2	
	保 育 者 と こ と ば	講義		2	
地 域 福 祉	講義		2		
地 域 と 生 活	講義		2		
あ そ び 総 合 学	講義		2		
保 育 の 表 現 技 術	器 楽 I A	演習		1	左記2科目から、どちらか1単位選択必修
	器 楽 I B	演習		1	
	声 楽 I A	演習		1	左記2科目から、どちらか1単位選択必修
	声 楽 I B	演習		1	
	図 画 工 作	演習	1		
	幼 児 の 体 育	演習	1		
	器 楽 II A	演習		1	左記2科目は、どちらかを履修する
	器 楽 II B	演習		1	
	器 楽 III	演習		1	
	器 楽 IV	演習		1	
	声 楽 II A	演習		1	左記2科目は、どちらかを履修する
	声 楽 II B	演習		1	
	音 楽 理 論	講義		1	
	図 画 工 作 演 習	演習		1	
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 実 技	実技		1	
ニ ュ ー ス ポ ー ツ	演習		1		

学 問 領 域		授業 形態	単位数		備 考
系 列	教 科 目		必修	選択	
保育 実習	保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2	}	「保育実習Ⅱ」と「同・事前事後指導」または「保育実習Ⅲ」と「同・事前事後指導」のいずれかを3単位履修し選択必修
	保育実習Ⅰ（施設）	実習	2		
	保育実習Ⅰ（保育所）事前事後指導	演習	1		
	保育実習Ⅰ（施設）事前事後指導	演習	1		
	保 育 実 習 Ⅱ	実習	2		
	保育実習Ⅱ事前事後指導	演習	1		
	保 育 実 習 Ⅲ	実習	2		
	保育実習Ⅲ事前事後指導	演習	1		
総合 演習	卒業研究ゼミナールⅠ	演習	1		
	卒業研究ゼミナールⅡ	演習	1		
小 計			49	11	選択科目は11単位以上（「器楽ⅠA」または「器楽ⅠB」のいずれか、「声楽ⅠA」または「声楽ⅠB」のいずれか、「保育実習Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」のいずれかと、その「事前事後指導」を含む）
計			51	21	

別表第4 図書館司書科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
生涯学習概論	2		
図書館概論	2		
図書館経営論	2		
図書館サービス論	2		
情報サービス概説	2		
レファレンスサービス演習	1		
情報検索演習	1		
図書館資料論	2		
専門資料論	1		
資料組織概説Ⅰ	1		
資料組織概説Ⅱ	1		
資料組織演習Ⅰ	1		
資料組織演習Ⅱ	1		
児童サービス論	1		
図書および図書館史		1	
資料特論		1	
コミュニケーション論		1	
情報機器論		1	
図書館特論		1	
計	20	2	(22単位以上)

別表第5 学校図書館司書教諭科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
学校経営と学校図書館	2		
学校図書館メディアの構成	2		
学習指導と学校図書館	2		
読書と豊かな人間性	2		
情報メディアの活用	2		
計	10		

別表第6 訪問介護員2級課程科目

授 業 科 目	授業形態	単位数		備 考
		必修	選択	
社 会 福 祉	講義	2		
相 談 援 助	演習	1		
保 育 相 談 支 援	演習	1		
障 害 者 福 祉	講義	2		
老 人 福 祉	講義	2		
介 護 概 論	講義	2		
介 護 演 習 I	演習	1		
介 護 演 習 II	演習	2		
合 計		13		

上記科目を履修後、介護に関する実習（施設での見学実習・介護実習、在宅サービス現場実習 30時間）を行うことで資格が取得できます。

別表第7 レクリエーション・インストラクター資格科目

授 業 科 目	授業形態	単位数		備 考
		必修	選択必修	
レクリエーション概論	講義	2		
レクリエーション実技	実技	1		
ニュースポーツ	演習	1		
生涯スポーツ実技	実技	1		
教育実習または保育実習	講・実		1	
コミュニティースポーツ	演習			
合 計		5	1	

別表第8 音楽に関する科目

授 業 科 目	授業 形態	単位数		備 考
		必修	選択	
器 楽 I B	演習	1		
器 楽 II B	演習	1		
声 楽 I B	演習	1		
声 楽 II B	演習	1		
基 礎 音 楽	講義	2		
楽 典	講義	2		
ソ ル フ ェ ー ジ ュ I	演習	1		
ソ ル フ ェ ー ジ ュ II	演習		1	
和 声 法	講義		2	
ピ ア ノ 表 現 I	演習		1	
ピ ア ノ 表 現 II	演習		1	
声 楽 表 現 I	演習		1	
声 楽 表 現 II	演習		1	
合 計		9		